

基監発0518第1号
平成22年5月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(公 印 省 略)

労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備について

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）の施行に伴い、関係通達の整備を行うこととしたので、了知の上、取扱いに万全を期されたい。

記

- 1 平成7年7月27日付け基監発第33号「年次有給休暇の半日単位の付与について」の改正

平成7年7月27日付け基監発第33号の記の4中「時間単位の付与」を「年5日を超える時間単位での付与や労使協定によらない時間単位での付与」に改める。

- 2 平成22年3月3日付け基監発第0303第2号「当面の長時間労働の抑制のための対策における監督指導等の実施について」の改正

平成22年3月3日付け基監発第0303第2号の記の1の（1）のア中「第3条ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改める。